

関自保第197号  
令和4年12月8日

一般社団法人埼玉県トラック協会会長 殿

関東運輸局  
自動車技術安全部長  
(公印省略)

運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について

標記について、自動車局安全政策課長から別添（令和4年12月8日付け、国自安第114号の2）のとおり通達があったので了知されるとともに、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めていただくため、貴会参加会員に対し、あらためて周知徹底をお願いします。